

10. 意匠法第9条第5項に基づく協議の結果届

「意匠法第9条第5項に基づく協議の結果届」（以下、「協議の結果届」という。）の作成方法です。

「協議の結果届」は、オンラインで提出することができませんので注意してください。

なお、「協議の結果届」は、協議結果の内容を届け出るのみの書類であり、協議の結果に基づく取下げや補正等の対応を出願に反映させるためには別途手続を必要とします。例えば、「協議の結果届」に「この意匠登録出願を取り下げる。」と記載しても、別途「出願取下書」を提出しなければ取下げの効果は生じません。

この場合、「協議の結果届」と「出願取下書」はなるべく同日に提出してください。事件ごとに行うことが原則であり、「協議の結果届」は各出願ごとに提出してください。

10.1 協議対象の出願が異なる出願人によるものである場合

（意匠法第9条第5項に基づく協議の結果届の作成例）

【書類名】	意匠法第9条第5項に基づく協議の結果届	
【提出日】	平成○○年○○月○○日	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【事件の表示】		
【出願番号】	意願○○○○ - ○○○○○○	
【意匠登録出願人】		
【識別番号】	000000003	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3 - 3 - 3	
【氏名又は名称】	意匠株式会社	
【代理人】		
【識別番号】	100000023	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3 - 3 - 2	
【弁理士】		
【氏名又は名称】	代理一郎	㊞又は 識別ラベル
【電話番号】	03 - 3123 - 4567	
【協議命令の日付】	平成○○年○○月○○日	
【協議の相手】		
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3 - 3 - 1	
【氏名又は名称】	デザイン株式会社	
【出願番号】	意願2000 - 123450	
【協議の結果】	協議対象である「意願2000 - 123450」を意匠登録を受ける意匠と定めます。本願は取り下げることとし、この届け出と同時に出願取下書を提出します。	

説明1 記載項目の概要

「協議の結果届」に記載すべき主な項目の内容は以下のとおりです。

記 載 項 目	概 要
【協議命令の日付】	・「【協議命令の日付】」の欄には、この「協議の結果届」を届け出る旨を指令している協議指令書の発送日を記載してください。
【協議の相手】	・協議対象の出願が複数あるときは、「【協議の相手】」の欄の「【住所又は居所】」、「【氏名又は名称】」、「【出願番号】」を、次のように欄を繰り返し設けて記載します。 【協議の相手】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【出願番号】 【協議の相手】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【出願番号】 【協議の相手】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【出願番号】
【協議の結果】	・「【協議の結果】」の欄には、例えば、「協議対象である「意願○○○○-○○○○○○」を意匠登録を受ける意匠と定めます。本願は取り下げることとし、この届け出と同時に出願取下書を提出します。」のように、本願の協議結果を記載してください。 協議対象の出願が複数あるときは、それら協議対象出願との関係を明確に記載し、また、「【協議の結果】」の記載内容と各出願の対応との整合性に注意してください。

説明2 記載項目及び記載内容の注意点

「協議の結果届」作成上の注意点は、『1.7 書面で出願する場合の注意事項』の「説明2 記載項目及び記録内容の注意点」と同様です。

10.2

協議対象の出願が同一出願人によるものである場合

(意匠法第9条第5項に基づく協議の結果届の作成例)

【書類名】 意匠法第9条第5項に基づく協議の結果届
【提出日】 平成○○年○○月○○日
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願○○○○ - ○○○○○○
【意匠登録出願人】
【識別番号】 000000003
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3 - 3 - 3
【氏名又は名称】 意匠株式会社
【代理人】
【識別番号】 100000023
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3 - 3 - 2
【弁理士】
【氏名又は名称】 代理一郎 ㊞又は 識別ラベル
【電話番号】 03 - 3123 - 4567
【協議命令の日付】 平成12年 6月 1日
【協議の相手】
【住所又は居所】 出願人と同一
【氏名又は名称】 出願人と同一
【出願番号】 意願○○○○ - ○○○○○○
【協議の結果】 協議対象の意匠登録出願「意願○○○○ - ○○○○○」を、本願を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願とする。

説明1 記載項目の概要

次に掲載する記載項目以外は「10.1 協議対象の出願が異なる出願人によるものである場合」と同様です。

記 載 項 目	概 要
【協議の相手】	・「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄には、「出願人と同一」と記載することができます。
【協議の結果】	・【協議の結果】の欄には、例えば、「協議対象の意匠登録出願「意願○○○○○-○○○○○○○」を、本願を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願とする。」のように、本願の協議結果を記載してください。 ＊ 協議対象の出願が同一出願人のものであるときには、どちらか一方を、もう一方を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願に補正することにより、ともに意匠登録を受けることができます。 → 『9. 手続補正書』の「9.2.4 の意匠登録出願を関連意匠の意匠登録出願にする補正又は関連意匠の意匠登録出願を意匠登録出願にする補正」を参照してください。 ・協議対象の出願が複数あるときは、それら協議対象出願との関係を明確に記載し、また、【協議の結果】の記載内容と各出願の対応との整合性に注意してください。

説明2 記載項目及び記載内容の注意点

「協議の結果届」作成上の注意点は、『1.7 書面で出願する場合の注意事項』の「説明2 記載項目及び記録内容の注意点」と同様です。

説明3 「協議指令書」と同時に送付される「拒絶理由通知書」について

協議対象の出願が同一出願人によるものである場合（協議対象の出願が複数のときは全てが同一出願人によるものである場合）は、「協議指令書」と同時に、協議が成立しなかったときに通知される意匠法第9条第2項に基づく「拒絶理由通知書」が送付されます。

これは、同一出願人による場合には、出願人が異なる場合と同等の協議期間を必要としないことから、同時に送付されるものですが、この拒絶理由通知書は、協議指令書の趣旨に添う届け出をしなかった場合にのみ適用されます。

「協議の結果届」の提出及び妥当な対応が期間内に適切になされていれば拒絶の理由は発生しません。

その他の注意点は、「10.1 協議対象の出願が異なる出願人によるものである場合」と同様です。